

## 東松山市地域公共交通計画策定について

### (1) 地域公共交通計画とは

#### ①はじめに

地域の暮らしや産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりや、個性・活力のある地域の振興を図る上で「移動」が欠かせない存在ですが、近年の人口減少の本格化、高齢者の運転免許の返納の増加、公共交通を確保維持するための公的負担の増加等により、公共交通の維持は容易ではなくなってきました。

地域における移動手段の維持・確保は、まちづくり、観光振興、健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらし、地域社会全体の価値を高めることに直結します。

このような背景のもと、令和2年11月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」）」が施行され、地方公共団体において「地域公共交通計画」の作成が努力義務化されました。

#### ②地域公共交通計画とは

「地域公共交通計画」は「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすものです。

地域における利便性の高い持続可能な移動手段を確保するため、地方公共団体が「活性化再生法に基づく協議会（法定協議会）」を開催し、交通事業者や地域の関係者と協議しながら、「地域公共交通計画」を作成します。

#### ◆ 計画の法定の記載事項

##### 【記載事項】（活性化再生法第5条第2項）

- ①地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ②計画の区域
- ③計画の目標
- ④前号③の目標を達成するために行う事業・実施主体
- ⑤計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥計画期間
- ⑦その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

##### 【記載に努める事項】（活性化再生法第5条第3項）

- ①計画に定められた目標を達成するために行う事業に必要な資金の確保に関する事項
- ②都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
- ③観光の振興に関する施策との連携に関する事項
- ④①～③のほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

出典：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 国土交通省 総合政策局 地域交通課  
出典：地域公共交通計画等の作成と運用の手引き 第3版（令和4年3月） 国土交通省

### ③地域公共交通計画の必要性について

#### メリット1 地域公共交通政策の「憲法」

“法定の”計画に事業が位置付けられていることから、実効性の高い施策を推進することができます。

#### メリット2 まちづくり施策や観光施策との連携強化

本計画に基づき、様々な分野の計画推進につながる取組みに発展させることで、関係分野の事業推進や、類似・重複する事業の統合・効率化などにもつながります。

#### メリット3 関係者間の連携強化

法定協議会の開催の下、計画作成を進めることで、行政の動きと歩調を合わせた交通事業者や地域団体の計画を立てることができるとともに、新たな問題を解決するための協調行動を話し合うこともできます。

#### メリット4 交通機関同士の役割分担の明確化と連携強化

本計画の作成をきっかけに、地域全体のネットワークのあり方について、鉄道、バス、タクシー、その他地域の輸送資源を一体として検討し、地域旅客運送サービス全体の連携を強めたり、効率性を高めるための方針や目標、事業を関係者全員で考えることができます。

#### メリット5 公共交通事業の継続性

本計画が定められていることで、政策の継続性が確保されるとともに、担当者が移動した後も、交通事業者や事業実施者側で為すべきことを引き継ぐことが出来ます。また、目標と PDCA が位置付けられていることで、モニタリング機能が働くこととなり、対応を早急に検討することが可能となります。

出典：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 国土交通省 総合政策局 地域交通課

出典：地域公共交通計画等の作成と運用の手引き 第3版（令和4年3月） 国土交通省